

## 軽微変更に該当するもの

### 【ルート A】

省エネ性能を向上させる変更＋省エネ性能に影響しないことが明らかな変更

- ・ 外皮の各部位のU値若しくは $\eta$ 値が増加しない変更又は開口部面積が増加しない変更
- ・ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ・ 空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更  
(制御方法の変更を含む)
- ・ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

### 【ルート B】

一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

対象建築物：BEI0.9以下の建築物が対象

設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないものの

☐ 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ10%を超えない増減

☐ 外皮

外皮合計面積に変更がなく、変更前の $U_A$ 値、 $\eta_{AC}$ 値が基準値の0.9倍以下の場合の次のいずれかの場合

- ① 開口部の面積増加分が外皮合計面積の1/200を超えない変更
- ② 変更する開口部面積が外皮合計面積の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能又はその両方が低下する若しくは日射遮蔽部材をなくす変更
- ③ 変更する外皮の合計面積が外皮合計面積の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更

### 【ルート C】

再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更

「用途の変更」、「計算方法の変更」を除く変更が該当

※「軽微変更該当証明書」の交付が必要